

令和 2 年度予算編成方針

I 本市の財政状況

本市は、これまでに財源対策検討委員会により様々な財源対策に取り組み、ふるさと納税をはじめ、一定の成果を上げてきた。しかしながら、人口減少や土地評価額の減少に伴う市税収入の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増加により、財政の硬直化は継続している。

実質公債費比率は平成 30 年度決算において 16%であるが、令和 2 年度以降、消防庁舎建設に伴う償還及びごみ処理広域化に伴う償還が本格化するため、公債費負担適正化計画を作成する 18%を上回ることはないよう、今後も慎重な財政運営と健全化に向けた取組を継続していく必要がある。

(1) 平成 30 年度決算の状況

平成 30 年度一般会計決算の状況は、平成 29 年度と比較すると次のとおりである。

歳入については、自主財源では、市税は固定資産税、都市計画税及び市たばこ税等が引き続き減少、依存財源では、交付金は地方消費税交付金及び普通交付税交付金がそれぞれ約 3 千 9 百万円、約 7 千 1 百万円増加した。なお、国庫支出金は約 8 千 7 百万円の減少、諸収入も約 3 億 6 千万円減少であり、歳入総額では約 4 億 9 千万円の増加となった。

歳出では、人件費が約 9 千 9 百万円減少、扶助費も約 1 億円の減少となったが、これは臨時福祉給付金給付事業が終了した影響によるものである。普通建設事業費は、ごみ処理広域化及び(仮称)市民交流拠点整備事業(道路)の影響により約 6 億 3 千万円の増額である。なお、公債費は、過去に借入れた市債の償還終了などにより約 2 億 1 千万円減少となり、歳出総額では約 4 億 6 千万円の増加となった。

財政調整基金は、予算で見込んでいた繰入をせず、平成 29 年度決算における実質収支のうち、決算剰余金約 1 億 6 千 7 百万円を積み立てたこと等により、基金残高は約 2 億 3 千万円増加して、約 7 億 8 千万円となった。

財政指標においては、財政力指数は、前年対比 0.009 ポイント下降して 0.624、経常収支比率については、前年対比 0.2 ポイント増加の 103.2%であり、財政の硬直化が継続している状況である。

なお、実質公債費比率は昨年度より 1.5 ポイント改善して 16.0%である。

(2) 令和2年度の財政見通し

ア 歳入の見通し

令和2年度について、市税に関しては、市民税、固定資産税及び都市計画税が大きく減少する見込みである。地方消費税交付金については、増税影響の完全平年度化は令和4年度となるため若干の増額で見込んでいる。

なお、普通交付税に関しては、市税の減少や幼児教育無償化に係る地方負担分、臨時財政対策債の償還額の増加を反映し、増額で見込んでいる。

イ 歳出の見通し

義務的経費では、人件費が退職金の増や会計年度任用職員制度等への対応により増加する見込みである。公債費は消防庁舎建設に伴う償還が開始される影響により増加で見込み、扶助費は幼児教育無償化などに伴う増加を見込んでいる。

なお、厳しい経営状況にある、水道事業会計に関しては、市民負担を考慮し引き続き水道料金を据え置き経営の安定化を図るため、基準外繰出金を見込んでいる。また、実施計画事業費については計画値で、その他経費については前年度当初予算ベースで見込んでいる。

ウ まとめ

上記の結果、現時点での計画事業費に対する財源不足額は約5億7千万円である。

前年度より財源不足額は大幅に拡大しており、例年以上に厳しい状況にある。人口減少や高齢化等への対応など課題の解消に向けて取り組むとともに、引き続き歳入の確保と歳出の削減にも取り組まなければならない。

II 予算編成の基本方針

令和2年度は、三浦みらい創生プランの実施計画最終年度であり、その成果を踏まえ、新たな実施計画につなげていく重要な年である。

厳しい財政状況の下にあっても、水道事業会計の経営の安定化、高齢化や人口減少への対応等、市民生活に深く関わる課題に対して、スピード感をもって施策展開し、地域経済の活性化と子育て施策の充実等、三浦みらい創生プランに掲げた重点施策に取り組むため、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

1. 各部門では総合計画の推進に向け、事業の属する施策の展開方針ごとの評価指標の向上に資する予算編成に努めること。特に重点施策については、実施計画に定める基本目標ごとの数値目標及び基本的方向ごとのKPI（重要業績評価指標）達成に向けた予算編成に努めること。
また、三浦みらい創生プラン（総合戦略）重点施策等の評価結果等を参考に必要な見直しを行うこと。
2. 平成23年10月24日に公表した「三浦市緊急緊縮財政宣言」の継続に基づき、引き続き健全化に取り組む必要がある。令和元年9月3日付けで通知した、「令和元年度三浦市財源対策検

討委員会の検討結果及び今後の取組について」における歳入増加策及び歳出削減策に基づいて見直しを行い、将来の財政健全化も勘案した予算編成に努めること。

なお、前年度に引き続き、予算要求後、財源対策検討委員会において、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しについて別途協議する。

3. 多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創りだすことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあたっては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。

外郭団体及び各種団体に対する人的支援の関与を必要最小限とし、団体の自主性・自立性を高めること。

4. 各部門長は、部門内編成において、部門経営責任者として幅広い視点で担当する部門の戦略を考え、その権限と責任において、すべての事業について事業効果を見極め、事業の整理統合・縮減・休止・廃止の検討も含め、聖域なく、ゼロベースで見直し、経常的経費の削減に努めるとともに、新たな課題に積極的に対応するなど、限られた財源を有効に活用すること。

部門内編成において、各部門の庶務担当課は各課要求のとりまとめ、部門内調整、財政課との調整協議を行うこと。なお、編成単位、作業の流れ等、詳細については別途通知する「予算編成要領」によること。

5. 公共施設の管理については、平成 28 年度に策定した「三浦市公共施設等総合管理計画」に定める、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づくものとし、施設の改修等に係る費用は、今後の施設のあり方等を踏まえ、適正な管理のために必要な範囲とすること。

なお、行政目的をなくした施設を貸し付け、あるいは使用（暫定利用含む）させる場合には、当該施設の維持管理費用（人件費を除く）を超える収入を見込み、これを確実に確保すること。

6. 公の施設の管理運営については、「指定管理者の導入における基本方針」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、①市民サービスの向上と、②コスト削減等を図ること。指定管理料及び指定管理者納付金については、算出根拠を十分に精査したうえで予算に反映させること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の管理運営については、基本協定の金額等に拘束されるものではなく、指定管理料の清算等、様々な状況の変化に対応するため、年度協定により毎年見直しができるものである。毎年度、予算上での収入・支出を変更せずに予算計上するのではなく、実績を捉えた上で、各経費の必要性等を検証して予算に反映させること。

7. 市債については、住民負担の世代間の公平を確保するための有効な財源であるが、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮しなければならない。このため、元利償還金に地方交付税措置がない市債の発行を抑制すると共に、大型建設事業の事業着手に当たっては令和 2 年度予算のみならず、将来の市債償還見通しの観点から実質公債費比率への影響に十分配慮すること。

Ⅲ その他見積り上の留意事項

1. 年間予算として編成すること。
2. 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあつては、当該定められた方法により計上すること。
 - ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
 - ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
 - ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業
3. 地方分権の推進に努めること。

地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。
4. 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。

市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分のみならず、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率向上を図ること。
5. 補助事業における財源の確保を図ること。
 - ◇ 国の予算編成や地方財政対策、社会保障制度と税の一体改革に伴う制度変更等に関して、現時点において確定していない事項も多いため、要求時及び要求後において補助金、負担金等の動向に留意し、適切に対応すること。
 - ◇ 国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。
 - ◇ 補助金確保の見通しは、厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が削減あるいは不採択とならないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業縮減または執行中止すること。
 - ◇ 補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。
6. 扶助費は徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因になっている。今後も社会保障費の増加が見込まれるため、国及び県の扶助制度の動向を把握し、対象者数や伸率などについて徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。
7. 特別会計及び企業会計

予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。

特に公営企業会計においては、独立採算制を経営の基本原則として、経営健全化の取組を進め、後年度に多大な財政負担を招かないように企業債発行の抑制に努めること。

また、第三セクター等改革推進債償還事業特別会計については、公債費に充当される土地の活用・処分による特定財源の確保に努めた上で基準外繰出を適切に見込むこと。

IV 財源配分

1. 財源配分の方法

「歳入見込額」から「義務的経費」を差し引いた残額を「実施計画事業費」及び「その他経費」に振り分ける。

(1) 部門配分額（下記「3. 部門配分額（一般財源）【その他経費（経常）】」参照）

「その他経費」のうち「経常」に区分された経費を部門配分額の対象とし、令和元年度当初予算の一般財源と同額を「部門配分額」＝「要求限度額」とする。

なお、本年度も財源不足が見込まれるため、要求限度額内の事業についても必要に応じて1件査定を行う。

(2) 実施計画事業費・その他経費（臨時等）

「歳入見込額」から「義務的経費」、上記の「部門配分額」を差し引いた残額とする。

2. 各部門の財源配分の計算（一般財源）

(1) 歳入見込額

①市税	5,569 百万円
②地方交付税	4,251 百万円
③臨時財政対策債	572 百万円
④繰入金(特目基金)	30 百万円
⑤繰越金	10 百万円
⑥その他(譲与税等)	1,156 百万円
計	11,588 百万円

対元年度予算

△101 百万円

(2) 歳出見込額

義務的 経費 見込額	人件費	2,635 百万円
	公債費	1,652 百万円
	扶助費(国県補助分)	986 百万円
	債務負担行為等	892 百万円
	繰出金(基準内)	2,627 百万円
	その他(選挙経費等)	0 百万円
	予備費	50 百万円
	計	8,842 百万円

対元年度予算

+306 百万円

(構成比 76.3%)

部門配分額

1,041 百万円

対元年度予算

△93 百万円

(構成比 9.0%)

実施計画事業費

及び

その他経費(臨時等)

1,705 百万円

対元年度予算

△314 百万円

(構成比 14.7%)

歳
入
見
込
額

115
億
8
千
8
百
万
円

3. 部門配分額（一般財源）【その他経費（経常）】

部 門	令和 2 年度配分額
経営管理部門	35,434 千円
生活支援政策部門	272,092 千円
もてなし政策部門	51,745 千円
都市政策部門	341,288 千円
一体感政策部門	329,481 千円
会計課	1,118 千円
議会事務局	8,233 千円
監査委員事務局	435 千円
選挙管理委員会事務局	318 千円
農業委員会事務局	473 千円
計	1,040,617 千円

4. 財源不足額

項 目	計 画 額
実施計画事業費	339,184 千円
その他経費（臨時等）	1,933,293 千円
小 計	2,272,477 千円

※ 共通経費及び広域事務委託費
（消防・ごみ）は「その他経費（臨時等）」に含む。

令和 2 年度 配分事業費
1,705,070 千円



財源不足額
△567,407 千円

5. 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けされている。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたること。

経費区分		内 容
1 義務的経費		1 公債費
		2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費
		3 人件費（産休・育休補充分を含む。実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く）
		4 債務負担行為・長期継続契約に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く）
		5 選挙費（報酬を含む）
		6 統計調査費
		7 繰出基準に基づく他会計繰出金
		8 特別会計における保険給付費・拠出金
		9 予備費（一般会計のみ）
2 実施計画事業費		基本計画に定める重点施策推進に資する事業
3 その他経費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業及び広域ごみ処理事務委託事業に係る経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業費を除く）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証または損失補償を設定する事務を含める）